令和７年９月１２日

タクシーの運賃改定について、審査を開始します。

～東京都特別区・武三地区の運賃改定について～

本年７月３日に、東京都特別区・武三地区のタクシー事業者より、最初の運賃改定の要請があり、地域の車両数の５０％を超える要請がありました。このため、運賃改定の要否判定を行ったところ、実績年度における適正利潤込収支率が１００％を下回り、値上げが必要との判定になったことから、運賃改定の審査を行うこととなりました。

今後、地域内の標準的な事業者の選定を行い、原価計算を行ったうえで、改定率を算出し、値上げ後の運賃を公示することとしております。

１．運賃改定の要請内容
別紙のとおり

２．運賃適用地域
別添のとおり

【参考】過去の運賃改定状況
令和４年１０月１１日公示　令和４年１１月１４日実施　改定率１４．２４％

【問い合わせ先】
関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課 調査運賃係
電話：０４５－２１１－７２４６（直通）

別 紙

1. 要請期間　　令和7年7月3日～令和7年10月2日（受付期間：3ヶ月間）

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	213 者	3 両	24 両	23,437 両	23,464 両

地区全体の車両数(B)
27,043 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
86.77 %

3. 要請における所要増収率　4.4%～34.1%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1	0.54 km	500 円	230 m	100 円	65 秒	100 円	60 分	6,450 円	30 分	2,900 円
	2	0.9 ～0.996 km	500 円	190 ～250 m	100 円	60 ～95 秒	100 円	60 分	5,360 ～6,650 円	30 分	2,450 ～3,050 円
	3	1.0 km	500 円	200 ～230 m	100 円	60 ～95 秒	100 円	60 分	5,900 ～8,450 円	30 分	2,800 ～3,850 円
	4	1.0 km	550 円	205 ～250 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	60 分	5,500 ～6,550 円	30 分	2,500 ～3,000 円
	5	0.97 km	600 円	197 m	100 円	70 秒	100 円	60 分	6,950 円	30 分	3,150 円
	6	1.02 ～1.096 km	600 円	203 ～255 m	100 ～120 円	75 ～95 秒	100 ～120 円	60 分	5,360 ～7,600 円	30 分	2,450 ～3,450 円
	7	1.1 ～1.15 km	600 円	215 ～220 m	100 円	80 秒	100 円	60 分	5,150 ～6,350 円	30 分	2,350 ～2,900 円
	8	1.2 km	600 円	217 m	100 円	85 秒	100 円	60 分	6,150 円	30 分	2,800 円

○参考（現行運賃）

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.096 km	500 円	255 m	100 円	95 秒	100 円	60 分	5,360 円	30 分	2,450 円

5. 現行運賃改定
令和4年10月11日公示（令和4年11月14日実施）

別　添

運賃適用地域	適用地域（営業区域）	市区町村名
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市